

磐田市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
磐田市教育委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 計画の趣旨・現状	3
3. 目標	5
4. 計画の期間	6
5. 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	7
6. 関連する取組、今後のフォローアップについて	13

1 はじめに

「教育における最大の環境は教師自身である」ともいわれているように、こどもたちの学びと成長を支えるうえで最も重要な要素は、日々学校現場で教育活動に携わってくださっている教職員一人一人の在り方であるといっても過言ではありません。こどもたちに質の高い教育を届ける原動力となるのは、教職員の専門性、人間性、そして心身の健康にほかなりません。

近年、人口減少や少子高齢化、経済や社会のグローバル化、地球環境問題などの進行とともに、DX化やAI、ビッグデータなどの先端技術の発展等により社会の在り方が劇的に変化し、先行きが不透明で、将来の予測が困難な時代となる中で、こどもや学校を取り巻く環境も複雑化、多様化し、学校に求められる役割は一層拡大・高度化しています。

また、学校に目を向けると、いじめや不登校への対応、特別な支援を必要とする児童生徒や外国にルーツをもつ児童生徒への支援等包摂性をめざした誰一人取り残さない教育や、NEXT GIGA、生成AI等を活用した教育、さらには家庭との適切な連携など、教職員が担う業務は年々増加しています。

このような状況の中、磐田市教育委員会では、教職員一人一人が働きがいとやりがいを持ち、教育の質を高めていくことができる勤務環境の実現を目指して、学校と一体となって学校における勤務環境の改善に努めてきました。しかしながら、時間外在校等時間は、減少傾向にあるものの、月45時間を超える教職員が令和6年度時点で3割を超えており、さらに一歩踏み込んだ「働き方改革」を進めていく必要があります。

「働き方改革」は、単に時間外在校等時間の縮減や業務削減を目的とするのではなく、教職員が本来果たすべき教育の専門職としての役割に専念できる環境を整えるためのものです。「働き方改革」を進めるうえで、教職員が自らの仕事に意義と誇りを見出し、成長を実感しながら働くことができる「働きがい改革」の視点も教育の質を高めていくうえで欠かすことができません。心身の健康が保たれ、心理的安全性を感じながら互いに支え合う職場環境の中でこそ、教職員は創意工夫を生かした教育実践に取り組むことができ、こどもたち一人一人の可能性を最大限に引き出すことができます。

本計画は、教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画を体系的に整理し、学校における業務改革の主人公である一人一人の教職員と組織としての学校、それを支援する教育委員会がそれぞれの役割と責任を自覚しながら、「働き方改革」「働きがい改革」を一体的に推進するための指針として策定するものです。地域、家庭、関係機関等とも連携・協働しながら、「教育における最大の環境は教師自身である」という理念が学校教育の現場において具現できるよう、勤務環境の改善に取り組んでいきましょう。



こども達の表敬訪問を受ける山本教育長

2

計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

「1 はじめに」にあるように、教育職員の働きやすさと働きがいを両立し、子どもたちに質の高い教育を行うため、さらに一歩踏み込んだ「働き方改革」を進めていく必要があります。

国は、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」を公布しました。これにより、教育職員のサービスを監督する教育委員会には、文部科学大臣が定める指針に即して、「サービスを監督する教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する計画」（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という）を定めることが義務付けられました。

本計画は、教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画を体系的に整理し、「働き方改革」「働きがい改革」を一体的に推進するための指針として策定するとともに、学校においては、校長のリーダーシップのもと、業務改革の主人公である一人一人の教職員との対話を通して組織として取組を前に進めていくことが必要です。併せて、学校運営協議会を始め、地域、家庭、関係機関等との連携・協働も欠かせません。

(2) 本市の現状

本市において、月当たり平均時間外在校時間が80時間超の教職員の割合は、令和6年度小学校0.8%、中学校13.8%で、令和元年度の小学校2.2%、中学校26.9%から大きく減少するとともに、45時間超の割合も、令和6年度小学校21.1%、中学校48.8%と、令和元年度の小学校46.8%、中学校60.5%から大きく減少しています。

特に中学校においては小学校にはない部活動指導業務が大きな要因となっています。1年間の時間外在校時間の月当たり平均の状況も、小中学校共に減少していますが、中学校においては45時間を超えている状況です。

【1年間における教職員の時間外在校等時間の1箇月平均時間】 単位：時間

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	41.40	39.56	40.00	37.50	33.50	32.19
中学校	59.02	53.37	53.10	52.40	49.40	46.53

【時間外在校時間】

月45時間を上回る割合

	令和元年度	令和6年度
小学校	46.8%	21.1%
中学校	60.5%	48.8%

月80時間を上回る割合

	令和元年度	令和6年度
小学校	2.2%	0.8%
中学校	26.9%	13.8%

全職員を対象に実施しているストレスチェックの結果からは、ストレスの原因となる「ストレス要因」の指標「心理的な仕事の負担（量）」及び「心理的な仕事の負担（質）」「自覚的な身体的負担度」が全国平均に比べ高い傾向にありますが、「仕事の裁量度」や「働きがい」等は良好な状況です。ある一定以上のストレスを受けた時に感じる心理的・身体的な反応となる「ストレス反応」の指標「疲労感」「不安感」等については全国平均に比べ低い傾向にあります。また、ストレス反応の進行を抑制する効果が期待できる「修飾要因」である「同僚からの支援」や「仕事や生活の満足度」などは高い傾向にあります。

【ストレスチェック（令和6年度後期）】

※指標 □…マイナス要因（低い方が良い） ★…プラス要因（高い方が良い）
 ↓…全国平均を下回る ↑…全国平均を上回る

評価項目	指標	割合	全国平均との比較
ストレス要因	□心理的な仕事の負担（量）	48.9%	↓
	□心理的な仕事の負担（質）	61.0%	↓
	□自覚的な身体的負担度	70.6%	↓
	□対人関係上のストレス	11.3%	↑
	□職場環境によるストレス	17.5%	↑
	★仕事の裁量度	92.7%	↑
	★技能の活用度	88.5%	↑
	★自覚的な仕事の適性度	87.8%	↑
	★働きがい	92.0%	↑
ストレス反応	★活気	83.0%	↑
	□イライラ感	23.4%	↑
	□疲労感	29.4%	↑
	□不安感	24.2%	↑
	□抑うつ感	23.5%	↑
	□身体愁訴	22.6%	↑
	修飾要因	★上司からの支援	91.2%
★同僚からの支援		79.9%	↑
★家族や友人からの支援		82.2%	↑
★仕事や生活の満足度		92.2%	↑

公立学校共済組合 心のセルフチェックシステムより

3 目標

各教育職員の時間外在校等時間について、国の指針で定める上限時間（1箇月時間外在校等時間：45時間、1年間時間外在校等時間：360時間）の範囲内とするための数値目標を設定します。また、教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、以下の目標を設定します。

	目 標	目標値（R11）	現状値（R6）
1	自分の仕事に働き甲斐を感じている教員の割合（ストレスチェック・ストレス要因）	100 %	92.0 %
2	不安感を感じている教員の割合（ストレスチェック・ストレス反応）	20 %	24.2 %
3	同僚から支援を受けていると感じている教員の割合（ストレスチェック・修飾要因）	100 %	79.9 %
4	仕事や生活に満足していると感じている教員の割合（ストレスチェック・修飾要因）	100 %	92.2 %
5	時間外在校等時間が月当たり 45 時間を超える教員の割合	0 %	小 21.1% 中 48.8%
6	1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間（全体）	30 時間以下	小 32.2 時間 中 46.5 時間
7	1 年間の年次有給休暇の平均取得日数	18 日以上	17.6 日

4 計画の期間

計画期間は、下記のとおりとします。

- ・ 令和8年度～令和11年度



■ 磐田市教育委員会の目標

「ふるさとを愛し 未来をひらく 心豊かな磐田市民」



5

「業務の3分類」を踏まえた 業務の見直し

磐田市教育委員会は、教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、業務の見直しについて、優先的に対応するものから計画に反映させます。学校は、学校運営協議会等での議論を経て、地域、家庭、関係機関との連携・協働を促進します。

学校と教師の業務の3分類

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- 10 校舎の開錠・施錠
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- 12 校内清掃
- 13 部活動

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応
- 15 授業準備
- 16 学習評価や成績処理
- 17 学校行事の準備・運営
- 18 進路指導の準備
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

※文部科学省ホームページより抜粋

① 学校以外が担うべき業務

凡例 ◎：主体的に取り組む対象 ○：取り組む対象

1-1	登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	学校	市
		○	◎
取組内容	・引き続き学校運営協議会等を通じ、地域・保護者の理解を得て、保護者・地域住民による見守り活動を推進する。		
1-2	放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	学校	市
		○	◎
取組内容	・学校による自主的な見回りは原則行わないこととし、保護者又は地域が行っている見回り（青色防犯パトロール等）に委ねる。 ・児童生徒が補導された時の対応については、原則として保護者対応とする。		
1-3	学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）	学校	市
		○	◎
取組内容	・給食費等の学校徴収金について、令和8年度から給食費、その他学年費等については、令和9年度を目途に徴収一元化を実施する。 ・事務職員等と協力し、学校徴収金の徴収事務を行う。		
1-4	地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	学校	市
		○	◎
取組内容	・地域学校協働活動の実施に当たっては、地域学校協働推進員（CSD・CSC）が中心となって行うことができる体制・環境整備を早期に構築する。		
1-5	保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応	学校	市
		○	◎
取組内容	・学校からの相談窓口として、相談担当職員（学校長OB）を常駐させるとともにスクールロイヤーと提携し、過剰な要求等の諸課題について、必要に応じて法務の専門家へ相談できる体制の充実を図る。		

※1-1、1-2については、学校運営協議会等で地域・保護者の周知・理解を図る。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

凡例 ◎：主体的に取り組む対象 ○：取り組む対象

2-1	調査・統計等への回答	学校	市
		◎	◎
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・調査等の縮減に努めるとともに、回答が必要なものについては、汎用的な教育ソフトや校務支援ソフト等の活用により、負担を軽減しつつ一部の教職員に負担が集中しないようにする。 		
2-2	ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	学校	市
		○	◎
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会を中心に実施しつつ、必要に応じて民間事業者等への委託を積極的に実施する。 		
2-3	学校プールや体育館等の施設・設備の管理	学校	市
		○	◎
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校グラウンド・体育館の地域開放施設の管理業務について、平日は、教師が授業等に付随する日常点検・管理を担い、休日・夜間の地域開放業務は民間事業者等に委託する。 ・学校プールの管理業務に関する教師等の負担の軽減に向け「水泳授業の在り方検討委員会」において、今後の水泳の授業やプール管理等の在り方について検討する。 		
2-4	部活動の地域展開	学校	市
		○	◎
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の地域展開を推進し、令和8年9月から、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、部活動指導員等の配置拡充を進めるとともに、令和13年度を目途に地域展開を促進していく。 		

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

凡例 ◎：主体的に取り組む対象 ○：取り組む対象

3-1	授業準備、学習評価や成績処理	学校	市
		◎	◎
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）を全校に配置する。 ・生成 AI を校務に活用するなど「定型業務の自動化・効率化」を図り、教員が児童生徒と向き合う時間を創出する。 ・中学校へ自動採点等のデジタル技術を導入し、活用を促進する。 		

3-2	学校行事の準備・運営	学校	市
		◎	○
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進する。 		

3-3	支援が必要な児童生徒・家庭への対応	学校	市
		◎	◎
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な児童生徒・家庭を支援するため、教育支援スタッフ等支援体制の充実とともに、教職員と教育支援スタッフ等とのさらなる連携・協働を図ることで、チーム学校としての機能を強化する。 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置（生徒指導支援体制の構築） ・教育支援員、介助員、医療的ケア看護職員の配置（特別の支援を要する児童生徒への支援体制の構築） ・校外教育支援センター・校内教育支援センターのさらなる充実（不登校児童生徒への支援体制の構築） ・J S L サポーター・外国人相談員・外国人支援員の配置、初期支援体制のさらなる充実（外国にルーツを持つ児童生徒への支援体制の構築） 		

3-4	児童生徒の学びの充実への支援	学校	市
		○	◎
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「探求的な学び」を各校で実現するための情報共有・産官学と連携した地域課題の解決等、優れた実践を創出するような支援を行う。 ・市費負担教員や図書リーダー、図書支援員等を配置することで、チーム学校としての機能を強化する。 		

④ 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

凡例 ◎：主体的に取り組む対象 ○：取り組む対象

4-1	授業時数の適正な設定	学校	市
		◎	○
取組内容	・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について、計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。		

4-2	日課表の工夫と見直し	学校	市
		◎	○
取組内容	・日課表の工夫として、清掃時間・頻度の見直しや、放課後の活動時間の勤務時間内での設定などを行う。		

4-3	デジタル技術の活用	学校	市
		◎	○
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術の活用により、校務を効率化（校務DXの加速化）する ・教育委員会サイトを活用し、学校でのチラシ等の配布を削減し、教員の負担を軽減する。 		

4-4	留守番電話・録音機能付き電話の設置	学校	市
		○	◎
取組内容	・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を令和10年度中に全校に整備する。		

4-5	学校運営協議会の推進	学校	市
		◎	○
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「熟議」を通じた学校運営協議会の活性化により、働き方改革・業務改善の推進を図る。 ・CSD、CSCや学校運営協議会と連携した地域人材のさらなる活用を図る。 		

⑤ 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

凡例 ◎：主体的に取り組む対象 ○：取り組む対象

5-1	勤務環境の整備	学校	市
		◎	◎
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には、医師による面接指導を実施する。 ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。 		

5-2	健康管理の実施	学校	市
		◎	◎
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員にストレスチェックを実施するとともに、実施後の集団分析の結果等を活用し、職場環境の改善を推進する。 ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。 		

5-3	休暇取得の推進	学校	市
		◎	◎
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。 ・学校における定時退校日を月1回以上設定する。 		

5-4	柔軟な働き方の環境整備	学校	市
		◎	◎
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・校務支援システムのクラウド化と教職員用端末の一台化を組み合わせることで、ロケーションフリーで校務系・学習系システムへ接続可能な環境を整備し、教職員一人一人の事情に合わせた柔軟かつ安全な働き方を可能とする。 		

6

関連する取組、 今後のフォローアップについて

計画の実効性を確保するため、以下の取組を教育委員会が責任をもって推進する。

- 現状の「見える化」と公表
 - ・各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、磐田市のHPで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 個別支援の実施
 - ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、取組の好事例を各学校に紹介するとともに、本計画の内容に照らして課題がみられるときは当該学校に聞き取り、指導を行う。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を行う。
- 管理職への支援
 - ・各学校において働き方改革の取組が促進されるよう、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を行う。
 - ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、業務改革の主人公である一人一人の教職員との対話を通して組織として取組を進めるとともに、地域、家庭、関係機関等との連携・協働を通して、教職員の働き方改革に向けた取組を推進する。
- 連携・協働
 - ・教員業務支援員や地域ボランティアの確保・充実などについて、首長部局や学校運営協議会と連携して取り組む。
- 地域・保護者への周知
 - ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。

